

札介保（指）第 214 号

平成 19 年（2007 年）4 月 19 日

各 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 代表者 様

各 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 代表者 様

札幌市保健福祉局保健福祉部

事業指導担当課長

指定地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施について

平素より本市の介護保険行政の推進に特段のご配慮とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者につきましては、「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の規定に基づき、自己評価及び外部評価の実施が義務付けられております。

このたび、自己評価の実施につきまして、北海道が定める自己評価項目及び評価の具体的な実施方法等が決定されましたので通知いたします。

また、外部評価の実施につきまして、「北海道地域密着型サービス外部評価実施要綱」が定められましたので、併せて通知いたします。